

「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」（平成23年6月30日国自環第70号）の一部を改正する通達  
新旧対照表

改正 平成29年8月30日 国自環第92号  
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について</p> <p>道路運送車両法施行規則第36条第5項及び第6項に係る提出書面については、「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について（依命通達）」（平成3年6月28日付け地技第156号）により通達されたところであるが、今後、普通自動車及び小型自動車並びに軽自動車の新規検査（予備検査を含み、<u>一時抹消登録を受けたもの及び法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納されたものに係る検査を除く。</u>以下同じ。）の際に提出する排出ガスに係る書面については、同通達によるほか、下記1. から5. までによることとされたい。ただし、2. 及び3. に掲げる規定については、普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が3.5t以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員<u>9</u>人以下のもの並びに軽自動車に限り適用するものとする。</p> <p>また、指定自動車等（大型特殊自動車を除く。）であって、消音器等の改造が行われた自動車の新規検査の際に提出する騒音に係る書面については、同通達によるほか、下記6. 及び7. によることとされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>1. の改造に該当しない改造であって、重量の増加</u>を伴う改造を行う場合</p>	<p style="text-align: center;">改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について</p> <p>道路運送車両法施行規則第36条第5項及び第6項に係る提出書面については、「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について（依命通達）」（平成3年6月28日付け地技第156号）により通達されたところであるが、今後、普通自動車及び小型自動車並びに軽自動車の新規検査（予備検査を含む。以下同じ。）の際に提出する排出ガスに係る書面については、同通達によるほか、下記1. から5. までによることとされたい。ただし、2. 及び3. に掲げる規定については、普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が3.5t以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員<u>10</u>人以下のもの並びに軽自動車に限り適用するものとする。</p> <p>また、指定自動車等（大型特殊自動車を除く。）であって、消音器等の改造が行われた自動車の新規検査の際に提出する騒音に係る書面については、同通達によるほか、下記6. 及び7. によることとされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>等価慣性重量のランク変更（重いランクに変更する場合に限る。）</u>を伴う改造を行う場合</p>

(1) 平成30年規制に適合する自動車以外のものにおける等価慣性重量のランク変更（重いランクに変更する場合に限る。）の場合は、それぞれ以下の書面を提出するものとする。

① 型式指定自動車の改造

→ 完成検査終了証＋自動車排出ガス試験結果成績表（改造後）<sup>※1</sup>

② 装置指定自動車の改造

→ 排出ガス検査終了証＋自動車排出ガス試験結果成績表（改造後）<sup>※1</sup>

③ ①及び②以外の自動車の改造

→ 公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面（改造後）

※1 等価慣性重量ランクが複数ある場合には、最も重いランクの自動車排出ガス試験結果成績表の写しでも差し支えない。

(2) 平成30年規制に適合する自動車における重量の増加であって、表Aに掲げる自動車に応じた重量に、表Bに掲げる用途及び種別に応じた重量を加えた重量を上回る車両重量となる場合、それぞれ以下の書面を提出するものとする。

表A

自動車	重量 (kg)
<u>① 型式指定自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）</u>	<u>当該型式において同一の一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車の最大の車両重量</u>
<u>② 一酸化炭素等発散防止装置指定自動車</u>	<u>当該指定において付された一酸化炭素等発散防止装置を取り付けることができる自動車の型式における最大の車両重量</u>
<u>③ ①及び②以外の自動車</u>	<u>当該型式において同一の一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車</u>

なお、(1)及び(2)の規定により自動車排出ガス試験結果成績表を提出する場合であって、等価慣性重量ランクが複数ある場合には、最も重いランクの自動車排出ガス試験結果成績表の写しでも差し支えない。

(1) 型式指定自動車の改造

→ 完成検査終了証＋自動車排出ガス試験結果成績表（改造後）

(2) 装置指定自動車の改造

→ 排出ガス検査終了証＋自動車排出ガス試験結果成績表（改造後）

(3) (1)及び(2)以外の自動車の改造

→ 公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面（改造後）

の最大の車両重量

表 B

用途及び種別（改造前）		車両重量に係る製作誤差（kg）
乗用	普通	60
	小型	50
	軽	40
貨物	普通	100
	小型	60
	軽	40

① 型式指定自動車の改造

→ 完成検査終了証＋自動車排出ガス試験結果成績表（改造後） ※2

② 装置指定自動車の改造

→ 排出ガス検査終了証＋自動車排出ガス試験結果成績表（改造後） ※2

③ ①及び②以外の自動車の改造

→ 公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面（改造後）

※2 当該改造自動車の車両重量以上の自動車であって、当該改造自動車と同一の一酸化炭素等  
発散防止装置を備えたものに係る自動車排出ガス試験結果成績表の写しでも差し支えない。

3（略）

4. 自動車排出ガス試験結果成績表の様式は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）第41条第1項第3号及び第4号、第7号及び第8号並びに第11号及び第12号の自動車にあつては別添1 －1又は1－2によるものとし、道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号。以下「適用関係告示」という。）第28条第108項から第113項までの自動車にあつては別添2、同条第102項から第107項までの自動車にあつては別添3、同条第4項から第76項までの自動車のうち10・15モード排出ガス規制対象となるものであつて、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするものにあつては別添4及び別添5、軽油を燃料とするものにあつては別添6によるもの

3（略）

4. 自動車排出ガス試験結果成績表の様式は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）第41条第1項第3号及び第4号、第7号及び第8号並びに第11号及び第12号の自動車にあつては別添1によるものとし、道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号。以下「適用関係告示」という。）第28条第108項から第113項までの自動車にあつては別添2、同条第102項から第107項までの自動車にあつては別添3、同条第4項から第76項までの自動車のうち10・15モード排出ガス規制対象となるものであつて、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするものにあつては別添4及び別添5、軽油を燃料とするものにあつては別添6によるものとし、細目告示

とし、細目告示第41条第1項第1号、第2号、第9号及び第10号並びに適用関係告示第28条第164項及び第165項の自動車にあつては別添7-1、細目告示第41条第1項第5号及び第6号の自動車にあつては別添7-2によるものとし、細目告示第41条第1項第17号及び第18号の自動車にあつては別添8とし、適用関係告示第28条第151項及び第152項の自動車にあつては別添9によるものとする。なお、自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条に基づく事務規程において定める様式によるものであつてもよい。

また、公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面の様式は、別途定めることができるものとする。

5. ～7. (略)

(注1) 別添1-1における等価慣性重量のランクは次のとおりとする。

表1 (略)

(注2) ～ (注4) (略)

別添1-1 (略)

別添1-2【別紙のとおり】

別添2～7-1 (略)

別添7-2【別紙のとおり】

別添8～9 (略)

第41条第1項第1号、第2号、第5号、第6号、第9号及び第10号の自動車にあつては別添7とし、細目告示第41条第1項第17号及び第18号の自動車にあつては別添8とし、適用関係告示第28条第151項及び第152項の自動車にあつては別添9によるものとする。

なお、公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面の様式は、別途定めることができるものとする。

5. ～7. (略)

(注1) 別添1における等価慣性重量のランクは次のとおりとする。

表1 (略)

(注2) ～ (注4) (略)

別添1 (略)

(新設)

別添2～7 (略)

(新設)

別添8～9 (略)

## 軽・中量車排出ガス試験成績 (WLTC モード排出ガス等)

会社名又は試験機関名： \_\_\_\_\_ 印

### ◎試験自動車

車名・型式 (類別) : \_\_\_\_\_ 用途 : \_\_\_\_\_  
 車台番号 : \_\_\_\_\_ 原動機型式 : \_\_\_\_\_ サイクル : \_\_\_\_\_ 気筒 : \_\_\_\_\_  
 走行キロ数 : \_\_\_\_\_ km 総排気量 : \_\_\_\_\_ L 最高出力 : \_\_\_\_\_ kW {PS} / min<sup>-1</sup>{rpm}  
 車両重量 : \_\_\_\_\_ kg 変速機 : \_\_\_\_\_ 減速比 : \_\_\_\_\_  
 使用燃料 : \_\_\_\_\_ (密度 : \_\_\_\_\_ )

### ◎試験用機器

シャシダイナモメータ (DC/DY、EC/DY、 \_\_\_\_\_ ) : \_\_\_\_\_  
 送風機 (車速比例型、 \_\_\_\_\_ ) : \_\_\_\_\_  
 排出ガス分析計 : アイドリング測定用 \_\_\_\_\_  
 排出ガス分析計 : モード測定用 \_\_\_\_\_ THC (FID)  $\gamma$  係数 \_\_\_\_\_  
 (NMC-FID メタン効率 : \_\_\_\_\_ エタン効率 : \_\_\_\_\_ )  
 CVS 装置 (PDP、CFV) : \_\_\_\_\_ (採取量 \_\_\_\_\_ m<sup>3</sup>/min)  
 希釈トンネル : \_\_\_\_\_ 精密天秤 : \_\_\_\_\_

### ◎試験成績

#### ○WLTC 排出ガス等

排出ガス成分	分析計測定原理	低速フェーズ	中速フェーズ a/b	高速フェーズ a/b	排出量
CO		g/km	g/km	g/km	g/km
NMHC		g/km	g/km	g/km	g/km
NOx		g/km	g/km	g/km	g/km
PM		g/km	g/km	g/km	g/km

#### ○アイドリング測定

濃度	
CO	HC
%	ppm

#### ○一酸化炭素等発散防止装置

種類					
個数					
製作者名					

### ◎備考

---



---



---

## WLTC モード排出ガス等試験結果

### ◎ソーク記録

ソーク室内温度：最高 \_\_\_\_\_ °C ~ \_\_\_\_\_ °C    ソーク時間：\_\_\_\_\_ 時間（入室：\_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 退室：\_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分）  
 冷却水温度（放置後）：\_\_\_\_\_    潤滑油温度（放置後）：\_\_\_\_\_

### ◎フィルタソーク記録

試験前ソーク時間：\_\_\_\_\_ 時間（\_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 ~ \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分）  
 試験後ソーク時間：\_\_\_\_\_ 時間（\_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 ~ \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分）  
 秤量室内温度：最大値 \_\_\_\_\_ K(°C) ~ 最小値 \_\_\_\_\_ K(°C)    秤量室内湿度：最大値 \_\_\_\_\_ % ~ 最小値 \_\_\_\_\_ %

### ◎排出ガス測定結果

運転開始時刻：\_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分    運転終了時刻：\_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

### ○低速フェーズ

試験室内乾球温度：開始前 \_\_\_\_\_ K(°C) ~ 終了後 \_\_\_\_\_ K(°C)    試験室内相対湿度：\_\_\_\_\_ %  
 試験室内湿球温度：開始前 \_\_\_\_\_ K(°C) ~ 終了後 \_\_\_\_\_ K(°C)    湿度補正係数 (KH)：\_\_\_\_\_   
 試験室内大気圧：\_\_\_\_\_ kPa  
 希釈排出ガス量 (V<sub>mix</sub>)：\_\_\_\_\_ L/km    希釈率 (DF)：\_\_\_\_\_

排出ガス成分	分析計測定原理	希釈排出ガス濃度 A	希釈空気濃度 B	正味濃度 A-B(1-1/DF)	排出量
CO		ppm	ppm	ppm	g/km
THC		ppmC	ppmC	ppmC	g/km
CH <sub>4</sub>		ppmC	ppmC	ppmC	
NMHC				ppmC	g/km
NO <sub>x</sub>		ppm	ppm	ppm	g/km
CO <sub>2</sub>		%	%	%	g/km

### ○中速フェーズ a/b

試験室内乾球温度：開始前 \_\_\_\_\_ K(°C) ~ 終了後 \_\_\_\_\_ K(°C)    試験室内相対湿度：\_\_\_\_\_ %  
 試験室内湿球温度：開始前 \_\_\_\_\_ K(°C) ~ 終了後 \_\_\_\_\_ K(°C)    湿度補正係数 (KH)：\_\_\_\_\_   
 試験室内大気圧：\_\_\_\_\_ kPa  
 希釈排出ガス量 (V<sub>mix</sub>)：\_\_\_\_\_ L/km    希釈率 (DF)：\_\_\_\_\_

排出ガス成分	分析計測定原理	希釈排出ガス濃度 A	希釈空気濃度 B	正味濃度 A-B(1-1/DF)	排出量
CO		ppm	ppm	ppm	g/km
THC		ppmC	ppmC	ppmC	g/km
CH <sub>4</sub>		ppmC	ppmC	ppmC	
NMHC				ppmC	g/km
NO <sub>x</sub>		ppm	ppm	ppm	g/km
CO <sub>2</sub>		%	%	%	g/km

### ○高速フェーズ a/b

試験室内乾球温度：開始前 \_\_\_\_\_ K(°C) ~ 終了後 \_\_\_\_\_ K(°C)    試験室内相対湿度：\_\_\_\_\_ %  
 試験室内湿球温度：開始前 \_\_\_\_\_ K(°C) ~ 終了後 \_\_\_\_\_ K(°C)    湿度補正係数 (KH)：\_\_\_\_\_   
 試験室内大気圧：\_\_\_\_\_ kPa  
 希釈排出ガス量 (V<sub>mix</sub>)：\_\_\_\_\_ L/km    希釈率 (DF)：\_\_\_\_\_

排出ガス成分	分析計測定原理	希釈排出ガス濃度 A	希釈空気濃度 B	正味濃度 A-B(1-1/DF)	排出量
CO		ppm	ppm	ppm	g/km
THC		ppmC	ppmC	ppmC	g/km
CH <sub>4</sub>		ppmC	ppmC	ppmC	
NMHC				ppmC	g/km
NO <sub>x</sub>		ppm	ppm	ppm	g/km
CO <sub>2</sub>		%	%	%	g/km

◎粒子状物質測定結果

○捕集フィルタの秤量

PM 捕集フィルタ	(浮力補正前)	試験前	$\mu g$	試験後	$\mu g$
	(浮力補正後)	試験前	$\mu g$	試験後	$\mu g$
PMb 捕集フィルタ	(浮力補正前)	試験前	$\mu g$	試験後	$\mu g$
	(浮力補正後)	試験前	$\mu g$	試験後	$\mu g$
秤量室内温度	試験前	K(°C)	試験後	K(°C)	
秤量室内大気圧	試験前	kPa	試験後	kPa	

○標準フィルタの質量変化

試験前 (浮力補正後) ①	$\mu g$	試験前 (浮力補正後) ②	$\mu g$	平均質量⑤ = (①+②)/2	$\mu g$
試験前 (浮力補正後) ③	$\mu g$	試験前 (浮力補正後) ④	$\mu g$	平均質量⑥ = (③+④)/2	$\mu g$
				平均質量の差 = ⑤-⑥	$\mu g$

○粒子状物質排出量

PM 捕集フィルタガス流速: \_\_\_\_\_ cm/s    測定中の PM 捕集差圧増加: \_\_\_\_\_ kPa  
 補正用フィルタの質量変化: \_\_\_\_\_  $\mu g$

希釈排出ガス			希釈空気			正味濃度 A-B(1-1/DF)
捕集質量 PMp	サンプル流量 Vp	濃度 A=PMp/Vp	捕集質量 PMb	サンプル流量 Vb	濃度 B=PMb/Vb	
$\mu g$	L	$\mu g/L$	$\mu g$	L	$\mu g/L$	$\mu g/L$
排出量						g/km

◎アイドリング測定結果

原動機回転速度 (rpm)	吸気マニホールド内圧力 (-kPa)	測定値 (NDIR)			濃度補正值	
		CO	HC	CO <sub>2</sub>	CO	HC
		%	ppm	%	%	ppm

◎備考

---



---



---

## 一酸化炭素等発散防止装置の写真

車名・型式（類別）： \_\_\_\_\_

車台番号： \_\_\_\_\_

※ 一酸化炭素等発散防止装置の改造を行った場合には、当該装置の取り付け状況がわかる写真を添付すること。

重量車排出ガス試験成績(シャシダイナモメータによる WHTC 排出ガス等)

試験期日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 試験機関 \_\_\_\_\_

◎試験自動車  
 車名・型式(類別): \_\_\_\_\_ 車台番号: \_\_\_\_\_  
 用途: \_\_\_\_\_ 原動機型式: \_\_\_\_\_ サイクル: \_\_\_\_\_ 気筒: \_\_\_\_\_  
 走行キロ数: \_\_\_\_\_ km 総排気量: \_\_\_\_\_ L  
 車両重量: \_\_\_\_\_ kg 最高出力: \_\_\_\_\_ kW/min<sup>-1</sup> 最大トルク: \_\_\_\_\_ N·m/min<sup>-1</sup> {rpm}  
 等価慣性重量(設定値): \_\_\_\_\_ kg 変速機: \_\_\_\_\_ 減速比: \_\_\_\_\_  
 駆動車輪のタイヤ空気圧: \_\_\_\_\_ kPa 使用燃料: \_\_\_\_\_ (密度)

◎排出ガスおよび粒子状物質の測定方法  
 排出ガス  希釈測定法 (CFV、PDP)  直接測定法  
 粒子状物質  全流希釈法 (単段、二段)  分流希釈法 (全量捕集、部分捕集)

◎試験用装置  
 シャシダイナモメータ 型式 \_\_\_\_\_  
 排出ガス分析計 型式 \_\_\_\_\_  
 希釈装置 全流希釈 型式 \_\_\_\_\_ 採取量設定値 \_\_\_\_\_ m<sup>3</sup>/min  
 分流希釈 型式 \_\_\_\_\_ (1/サンプル率設定値 \_\_\_\_\_)  
 精密天秤 型式 \_\_\_\_\_

◎試験室および試験に関わる大気条件  
 測定開始時刻 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分  
 試験室内大気圧 (Pa) \_\_\_\_\_ kPa 吸入空気温度 (T<sub>a</sub>) \_\_\_\_\_ K (°C)  
 試験室内乾球温度 (θ<sub>1</sub>) \_\_\_\_\_ K (°C) 試験室内相対湿度 (U) \_\_\_\_\_ %  
 試験室内湿球温度 (θ<sub>2</sub>) \_\_\_\_\_ K (°C) 試験室内水蒸気圧 (P<sub>w</sub>) \_\_\_\_\_ kPa  
 大気条件係数 (F) \_\_\_\_\_

◎吸入空気圧力、排気圧力等の記録  
 吸入空気圧力 \_\_\_\_\_ kPa  
 排気圧力 \_\_\_\_\_ kPa

◎備考 正規 無負荷回転速度 (N) \_\_\_\_\_ rpm・点火時期 \_\_\_\_\_ B T D C / rpm

一酸化炭素等発散防止装置	種類 (個数)	E G R (LP) ( )	E G R (HP) ( )	酸化触媒 ( )	NO <sub>x</sub> センサー ( )	S C R 触 媒 ( )	吸蔵還元 触 媒 ( )	D P F ( )	その他
	製作者名								

◎試験成績  
 ○重み付け排出量

	冷機試験	暖機試験	重み付け
CO	g/kWh	g/kWh	g/kWh
NMHC	g/kWh	g/kWh	g/kWh
NO <sub>x</sub>	g/kWh	g/kWh	g/kWh
PM	g/kWh	g/kWh	g/kWh

◎排出ガスの試験成績（冷機試験）

測定開始時刻 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

希釈排出ガス湿潤質量 (M<sub>totw</sub>) \_\_\_\_\_ kg

希釈率 (DF) \_\_\_\_\_

NO<sub>x</sub>の湿度補正係数 (KH) \_\_\_\_\_

メタン効率 (C<sub>EM</sub>) \_\_\_\_\_

エタン効率 (C<sub>EE</sub>) \_\_\_\_\_

FIDの感度係数 (γ) \_\_\_\_\_

積算仕事量 (W<sub>act</sub>) \_\_\_\_\_ kW・h

排出ガス成分	CO	THC	CH <sub>4</sub> (NMC-FID)	CH <sub>4</sub> (GC-FID)	NMHC	NO <sub>x</sub>	CO <sub>2</sub>
希釈排出ガス中の濃度	ppm	ppmC		ppmC	ppmC	ppm	%
希釈空気中の濃度	ppm	ppmC		ppmC	ppmC	ppm	%
補正濃度	ppm	ppmC		ppmC	ppmC	ppm	%
排出量	g/test	g/test	g/test		g/test	g/test	g/test
平均排出量	g/kW・h	g/kW・h			g/kW・h	g/kW・h	g/kW・h

備考 \_\_\_\_\_

◎粒子状物質の試験成績（冷機試験）

測定開始時刻 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分  
 フィルタ表面流速 \_\_\_\_\_ cm/s 測定中の捕集フィルタの圧力降下 \_\_\_\_\_ kPa  
 積算仕事量 (Wact) \_\_\_\_\_ kW·h

(全流希釈法による場合)

希釈排出ガス					希釈空気		排出量	
捕集質量	希釈排出ガスの湿潤質量	サンプル質量	捕集フィルタを通過した二次希釈排出ガスの質量	二次希釈空気の質量	捕集質量	サンプル質量		
Mf	Mtotw	Msam	Mtot	Msec	Md	Mdil	PMmass	
mg	kg	kg	kg	kg	mg	kg	g/test	
							平均排出量	g/kW·h

(分流希釈法による場合)

捕集質量	サンプル率の平均値の逆数	サンプル質量	排出ガス質量の合計値	捕集フィルタを通過した希釈排出ガスの質量	希釈トンネルを通過した希釈排出ガス質量	排出量	
Mf	1 / r <sub>s</sub>	Mse	Mew	Msep	Msed	PMmass	
mg		kg	kg	kg	kg	g/test	
						平均排出量	g/kW·h

◎捕集フィルタソークの記録

試験前ソーク時間 \_\_\_\_\_ 時間 ( 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 ~ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分)  
 試験後ソーク時間 \_\_\_\_\_ 時間 ( 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 ~ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分)  
 秤量室内温度 最大値 \_\_\_\_\_ K (°C) ~ 最小値 \_\_\_\_\_ K (°C) 秤量室内湿度 最大値 \_\_\_\_\_ % ~ 最小値 \_\_\_\_\_ %

◎標準フィルタの質量変化

試験前① \_\_\_\_\_ μg 試験前② \_\_\_\_\_ μg 平均質量⑤ = (① + ②) / 2 \_\_\_\_\_ μg  
 試験後③ \_\_\_\_\_ μg 試験後④ \_\_\_\_\_ μg 平均質量⑥ = (③ + ④) / 2 \_\_\_\_\_ μg  
 平均質量の差 | ⑤ - ⑥ | \_\_\_\_\_ μg

備考 \_\_\_\_\_

## ◎排出ガスの試験成績（暖機試験）

測定開始時刻 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

希釈排出ガス湿潤質量 (M<sub>totw</sub>) \_\_\_\_\_ kg

希釈率 (DF) \_\_\_\_\_

NO<sub>x</sub>の湿度補正係数 (KH) \_\_\_\_\_メタン効率 (C<sub>EM</sub>) \_\_\_\_\_エタン効率 (C<sub>EE</sub>) \_\_\_\_\_

FIDの感度係数 (γ) \_\_\_\_\_

積算仕事量 (W<sub>act</sub>) \_\_\_\_\_ kW・h

排出ガス成分	CO	THC	CH <sub>4</sub> (NMC-FID)	CH <sub>4</sub> (GC-FID)	NMHC	NO <sub>x</sub>	CO <sub>2</sub>
希釈排出ガス中の濃度	ppm	ppmC		ppmC	ppmC	ppm	%
希釈空気中の濃度	ppm	ppmC		ppmC	ppmC	ppm	%
補正濃度	ppm	ppmC		ppmC	ppmC	ppm	%
排出量	g/test	g/test	g/test		g/test	g/test	g/test
平均排出量	g/kW・h	g/kW・h			g/kW・h	g/kW・h	g/kW・h

備考 \_\_\_\_\_

◎粒子状物質の試験成績（暖機試験）

測定開始時刻 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分  
 フィルタ表面流速 \_\_\_\_\_ cm/s 測定中の捕集フィルタの圧力降下 \_\_\_\_\_ kPa  
 積算仕事量 (Wact) \_\_\_\_\_ kW·h

(全流希釈法による場合)

希釈排出ガス					希釈空気		排出量	
捕集質量	希釈排出ガスの湿潤質量	サンプル質量	捕集フィルタを通過した二次希釈排出ガスの質量	二次希釈空気の質量	捕集質量	サンプル質量		
Mf	Mtotw	Msam	Mtot	Msec	Md	Mdil	PMmass	
mg	kg	kg	kg	kg	mg	kg	g/test	
							平均排出量	g/kW·h

(分流希釈法による場合)

捕集質量	サンプル率の平均値の逆数	サンプル質量	排出ガス質量の合計値	捕集フィルタを通過した希釈排出ガスの質量	希釈トンネルを通過した希釈排出ガス質量	排出量	
Mf	1 / r <sub>s</sub>	Mse	Mew	Msep	Msed	PMmass	
mg		kg	kg	kg	kg	g/test	
						平均排出量	g/kW·h

◎捕集フィルタソークの記録

試験前ソーク時間 \_\_\_\_\_ 時間 ( 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 ~ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分)  
 試験後ソーク時間 \_\_\_\_\_ 時間 ( 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 ~ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分)  
 秤量室内温度 最大値 \_\_\_\_\_ K (°C) ~ 最小値 \_\_\_\_\_ K (°C) 秤量室内湿度 最大値 \_\_\_\_\_ % ~ 最小値 \_\_\_\_\_ %

◎標準フィルタの質量変化

試験前① \_\_\_\_\_ μg      試験前② \_\_\_\_\_ μg      平均質量⑤ = (① + ②) / 2 \_\_\_\_\_ μg  
 試験後③ \_\_\_\_\_ μg      試験後④ \_\_\_\_\_ μg      平均質量⑥ = (③ + ④) / 2 \_\_\_\_\_ μg  
 平均質量の差 | ⑤ - ⑥ | \_\_\_\_\_ μg

備考 \_\_\_\_\_

## 重量車排出ガス測定試験（マッピング曲線測定記録等）

試験期日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

エンジン型式 \_\_\_\_\_

## ◎変換プログラムに用いる入力値

空車時車両質量 (W <sub>0</sub> )	kg	変速機ギヤ比 (i <sub>m</sub> )	1速
最大積載質量	kg		2速
乗車定員	人		3速
全高	m		4速
全幅	m		5速
タイヤ動的負荷半径 (r)	m		6速
			7速

終減速機ギヤ比 (i<sub>f</sub>)

アイドルエンジン回転速度	min <sup>-1</sup> {rpm}
最高出力エンジン回転速度	min <sup>-1</sup> {rpm}
有負荷最高エンジン回転速度	min <sup>-1</sup> {rpm}

## ◎マッピングトルク曲線測定

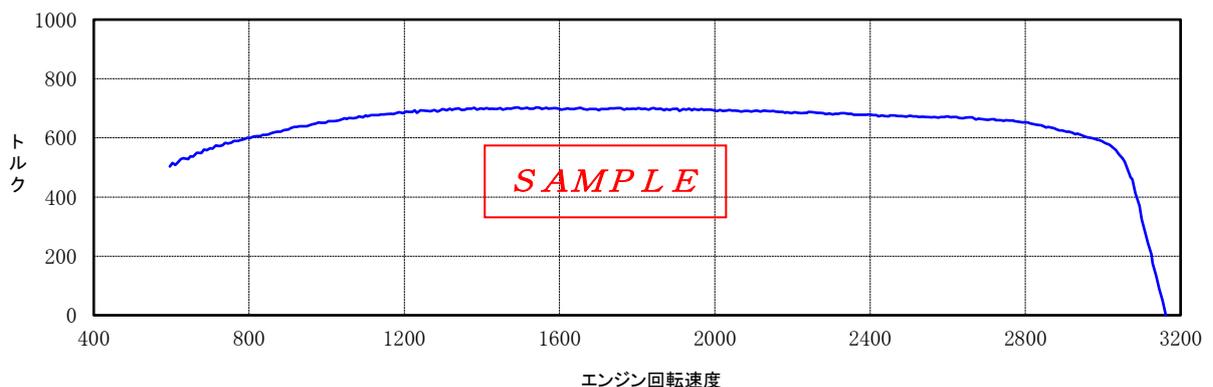
運転開始時刻 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分	
試験室内大気圧 (P <sub>a</sub> ) _____ kPa	吸入空気温度 (T <sub>a</sub> ) _____ K (°C)
試験室内乾球温度 (θ <sub>1</sub> ) _____ K (°C)	試験室内相対湿度 (U) _____ %
試験室内湿球温度 (θ <sub>2</sub> ) _____ K (°C)	試験室内水蒸気圧 (P <sub>w</sub> ) _____ kPa
大気条件係数 (F) _____	

## ○マッピングトルク曲線の測定結果

5%正規化エンジン回転速度	min <sup>-1</sup> {rpm}
最高軸トルク時エンジン回転速度	min <sup>-1</sup> {rpm}
最高出力時エンジン回転速度 :	min <sup>-1</sup> {rpm}

- 最高出力時エンジン回転速度と以下のエンジン回転速度の間の点
- 測定された最高出力時の回転速度の105%エンジン回転速度
- 測定された最高出力時の回転速度を超え、同出力に対し3%の降下が生じたエンジン回転速度
- 測定された無負荷最高エンジン回転速度
- マッピングトルクがゼロまで低下したエンジン回転速度

## ○マッピングトルク曲線図



備考 \_\_\_\_\_

## 一酸化炭素等発散防止装置の写真

車名・型式（類別）： \_\_\_\_\_

車台番号： \_\_\_\_\_

※ 一酸化炭素等発散防止装置の改造を行った場合には、当該装置の取り付け状況がわかる写真を添付すること。

「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」の  
一部改正について（WLTP 対応）

平成29年8月  
自動車局環境政策課

1. 背景

新規検査の前に改造を行った自動車については、完成検査時等から排出ガス性能が変化しているおそれがあることから、「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」（平成23年6月30日国自環第70号）に基づき、新規検査時に排出ガス試験結果証明書等の書面の提出を求めているところ。

今般、乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法（WLTP）による平成30年排出ガス規制を導入する「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」（平成28年10月31日国土交通省告示第1172号）の施行に伴い、平成30年排出ガス規制適合車をベースとした改造自動車に係る新規検査時に提出する書面について定めるため、本通達を改正する。

2. 改正の概要

- （1）平成30年排出ガス規制適合車に対し、当該型式における最大の車両重量（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車にあっては、当該装置を装着できる自動車の型式における最大の車両重量）に、車両重量に係る製作誤差を加えた重量を上回る重量の増加を伴う改造を行った場合には、新規検査の際、改造後の自動車が平成30年排出ガス規制に適合することを証する書面を提出することとする。
- （2）平成30年排出ガス規制に適合することを証する書面の様式を追加する。
- （3）その他、所要の改正を行う。